



近世期における宮廷記録とその周辺－『御湯殿上日記』を中心にして－

北上, 真生

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2009-03-25

(Date of Publication)

2011-11-28

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲4768

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1004768>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏 名 北上 真生
博士の専攻分野の名称 博士 (学術)
学 位 記 番 号 博い第 4768 号
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当
学位授与の日付 平成 21 年 3 月 25 日

【 学位論文題目 】

近世期における宮廷記録とその周辺－『御湯殿上日記』を中心にして－

審 査 委 員

主 査 教 授 福長 進
教 授 林原 純生
教 授 市澤 哲

近世期における宮廷記録とその周辺

—『御湯殿上日記』を中心に—

本稿においては、研究成果の蓄積が乏しい室町時代以降の禁裏女房による日記・記録や消息などの文書類を研究対象に据え、その構造実態の把握を試みた。とくに、近世期においては、女房日記より別記が作成され、さらに行事儀式書がなされるなど、平安王朝女流日記文学の概念では処理し得ない、幅広い女房の日記・記録の環境が形成されていたのである。

第一章では、室町時代後期より江戸後期に至る約三百年間にわたって女房により記録された『御湯殿上日記』に照準を定め、女房日記の本質に迫った。「内の女房」により「日次」の形式で「仮名」によって「公事」に関する内容が「記録」され、文学史の女房日記概念と単純には重ならない相貌を見せる。本章では、和田正夫・是澤蒸三・小高恭氏等が示しておられる「女房によって輪番で日次に記されたもの」という通説に対しての問題点を示した。そして、『御湯殿上日記』の編集プロジェクト的なものが構成され、掌侍の首座である勾当内侍(長橋局)・命婦の二膳である大御乳人(勾当内侍の事務補佐が職掌の女房)・三仲間の首座である右京大夫(勾当内侍に専属し女房奉書等と認める能書の女房等の構成員によって、男官による記録類)行事の「目録」「散状」「小折紙」「次第書」「風記」を参考にして後日にまとめて編集・執筆されたものであるという結論を導き出した。また、『御湯殿上日記』とその後を受けて記されたという『長橋局日記』との比較を通して、両日記ともに、応仁の乱を境に表における古代よりの伝統的行事儀式が廃絶する中で、室町幕府の影響を受けて成立した「御祝」「諸札」など、御内儀(禁裏奥向き)を中心に行われる新儀を記録の対象としていることを明らかにした。新儀が定式・恒例化して先例の蓄積が必要となり、それに対応する形で記録されたのである。

第二章では、女官制度を含めた朝廷運営の組織実態を見据えつつ、禁中女官である大御侍・長橋局・大御乳人の記録を比較し、とりわけ長橋局による記録に照準を合わせて検討を加えた。朝廷の口向(勝手向き)に関しては、「禁裏附役人令條」に見えるように、禁裏附(幕臣)と長橋局によって取り仕きられていた。長橋局は、口向の出納管理・会計事務を専門とする執次をはじめとする口向諸役人(廷臣・幕臣)を配下として、実務に当たらせていた。従って、長橋局による記録は、献上品や下賜品について詳細を極め、職務に則した「出納帳」的な性格が強いように思われる。また、大典侍の記録から、進献など勝手向きに関するものについては「長橋殿御とめに委し」と、長橋局の記録に譲られていることがわかる。さらに、長橋局の記録は配下である執次の記録によって補完されるという一種の重層構造が

見られる。幕府の制法によって長橋局の職権が保証されるに伴って、それに拠った職務遂行の記録も制度化され、視点も勢い幕府に向けられるに至ったことを明らかにした。

第三章では、天皇とそれを圍繞する女官によって形成される禁裏御所奥向き「御内儀」という場の性格を確認・理解し、そこで行われる奥向きの行事も視野に入れ、女官制度の解明を試みた。近世期には女房の職掌に拠った行事儀式書や作法書が数多く作成されている。室町時代以降、幕府などの影響によって節朝を中心とした内々の行事儀式が成立・発展するなかで、御内儀は行事儀式の場としての性格を深めていき、単なる天皇・女官の私的空間では止まらなくなる。それとともに、天正度御造宮内裏より清涼殿に同居していた常御殿や対屋の一面にあった長橋局がそれぞれ分離・独立して一殿舎となり、禁裏御所の表・奥の区画が明瞭になる。時に、江戸幕府の成立によって公武間に関わる行事儀式が新たに加わるが、それらの行事儀式は主に御内儀で行われ、御内儀という奥向きの空間が公的な性格を強く帯びるようになる。幕府は、寛永二十年(一六三三)に禁裏附と称する幕臣二名を禁裏御所に派遣して朝廷運営に参画させるが、その禁裏附に対して職務法規を示している。それには、長橋局・大御乳人とともに朝廷経営にあたるべき旨が示されており、ここから、長橋局や大御乳人は幕府より職務権限の保証という反射的利益を得て、公武同属的な性格を帯びるようになるのである。このことは、毎年年頭に勅使が下される折に長橋局より將軍に対して進献が行われ、また將軍参内の折には長橋局が直慮にあてられていることから理解できる。朝廷運営は、撰関・武家伝奏・議奏の表向きの廷臣と口向の禁裏附や執次などの諸役人、御内儀の長橋局・大御乳人の両女官で実質的に行われていたが、ときには撰関の決定案件に対して長橋局によって意義が唱えられることもあり、その決定を覆すほどの実権を有していた。両女房によって先例などが勘考吟味され、撰政・武家伝奏と同等に朝廷運営がなされていたのである。長橋局や大御乳人による記録・文書が今日に多く遺存しているのも、このことに因るものである。そして、長橋局は、その性格上、多くの侍女や青侍などの家来を抱え、記録行為も含めて事務的な職務を補佐させていた。

以上のように、近世期の禁裏御所・御内儀は、幕府の朝廷統制政策のなかで制度化され、実務化した女房によって経営されていたのである。

第四章では、いまだ研究成果の蓄積が十分と言えない室町時代以降の禁裏女房による女房奉書などの消息に着目し検討を行った。女房奉書については、従来、天皇の意を奉じて勾当内侍が発給するもので、様式も仮名による散し書きで日付・差出書・充書をいっさい持たないと言われてきた。しかし、必ずしもこの限りではないことを本章において明らかにした。女房の奉書には、撰関・武家伝奏・議奏・職事などの表向きを介するものと、表を経ずに御内儀より直接下されるものがあり、それによって性格がことなるのである。そして、前者は「女房奉書」「女房の奉書」「奉書」などと呼称され、後者は「御内々の文」「奥の文」「御内々奉書」と称されるのである。さらに、前者は差出書が書かれないのに対して、後者は差出書と充名書をもつのである。その差出書は、御内儀の実権者である典侍の筆頭・大典侍と掌侍の首座である長橋局(勾当内侍)の両女房とされ、新大典侍に任じられ

た者がいる場合は、両女房に加えて大典侍・新大典侍・長橋局の三女房とされる。両女房の名を以てするものを、「両頭の文」と称され、三女房の名で出されるものを「三頭の文」と呼ばれる。しかし、女房奉書や内々の奉書は、実際には長橋局の配下である御服所(御物仕)の祐筆・右京大夫などによって認められ、長橋局の検閲を受けた上で下されるのである。このことから、内々の奉書は間々「御物書の文」と称されることもある。

また、表向きの女房奉書には、男筆になる案文(下書)が遺存している。ここから、弁官や伝奏などによって案文下書が作成され、天皇や長橋局によって加筆修正・清書されて、発給されたものと思われる。廷臣などより御内儀に宛てられる消息も、おおよそが仮名による散し書きであり、真字が男性、仮名が女性という文学史的通念は当てはまらない。近世期の男性官人は、消息の名充人の性別により、使用する文字を使い分けていたのである。

近世期においては、表向きの女房奉書・内々の女房奉書ともに、武辺や諸方からの進献に対して天皇の感悦の意を奉じて発給されるものが大部分を占めるようになる。表向き・内々いずれの女房奉書に抛るのかは、その進献の伝達経路に応じて決められる。つまり、諸方より武家伝奏を経て長橋局奏者所に献上されるものに対しては、表向きの女房奉書が発給される。また、表向きの行事儀式に関わるものについては、おおよそ表向きのものを以てされる。一方、武辺や諸方より縁者の公家衆を介してのものや、もしくは尼門跡や直接に長橋奏者所へ持ち込まれるものは、内々を以てされる。

また、大典侍・長橋局・大御乳人・伊予局などの個人の消息によって下賜品が下されていることも間々あった。これは、おもに尼門跡や薙髪・隠居も含む女房間のやりとりに行われ、撰家や宮家の奥向きに向けてのものなどにも使用されている。この女房個人の消息や内々の文の一部は、天皇の意を奉じて出されるものではなく、御内儀の用務を弁するものとして使用された。

以上から、近世期の禁裏御所・御内儀において、様々な階層の女房によって多種多様な消息が作成され、名充人の位相や伝達内容によって使い分けられていたことが確認できた。そして、その消息の性格は、女房の消息といえども、私的なものに止まらず、公的性を強く帯びたものであった。

第五章では、仁孝・孝明天皇に典侍として近侍した庭田嗣子による記録に焦点をあてて検討を加えた。嗣子は、和宮親子内親王の降嫁に際して、宮中女房の身分のまま随行する。そして、嗣子は江戸城大奥において官の動静を日次に記した『和宮御側日記』とともに、それを補充する別記的な「和宮様御服召かへ并御側著用物控」「静寛院宮御用金銀出覚」「將軍昭徳院凶事留」を記録している。特に、「將軍昭徳院凶事留」は、宮中の女房・典侍によって江戸城において將軍家茂の凶事が記録されるという、女房日記の文学的概念にはそぐわない相貌を見せる。

嗣子は随行に際して孝明天皇より勅筆の心得書が下され、江戸城大奥においても御所の風儀(京風)を遵守し、皇女ひいては御所の威光を立て公武一和へ導くようにとの大命を帯びる。このようななかで、大奥では家定正妻の大御台所・天璋院が家定生母の本寿院や家茂

生母の実成院を抱え込み、その権は全く天璋院の掌中にあつた。將軍正妻としての和宮の存在基盤は非常に脆弱なものであつた。そこで、嗣子は、皇女の威光を立てるために勅詔を奉じて京風を守りつつも夫である將軍家茂や姑の天璋院に孝養・礼節を尽くすことで家風も落ち着き公武一和が結果すると和宮や御附女中に諭し、京方と江戸方との拮抗を抑え、位階による身分秩序と家長を中心とした武門の家族秩序とを如何に整合付けるかを模索するのである。そして、和宮の大奥における存在基盤の確立を支えるものとしての記録が嗣子によって作成されるのである。しかし、和宮の家茂との結婚生活はわずか五年弱で終焉を迎え、家茂の死によって降嫁の意義が曖昧なものとなる。嗣子は和宮の行末の立場を案じ、妻たる御台所としての果たした役割と夫への礼節・孝養を示す最後の機会である凶事に焦点を絞り、和宮に視点を置いて官の主體的な凶事への関わりを「將軍昭徳院凶事記」として記し留めたのである。

論文審査の結果の要旨

氏名	北上真生
論文題目	近世期における宮廷記録とその周辺——『御湯殿上日記』を中心に——

要 旨

本論文は、室町時代後期から江戸時代後期に至る、禁裏女房によってものされた日記(記録)、消息(女房奉書)の性格を、当該期の朝廷運営の組織や実態を踏まえて、とくに記録や発給にかかわった女房の職掌との関連を重視しながら明らかにする。第一章『御湯殿上日記』の基礎的研究——執筆・執筆方法——、第二章「近世期における女房日記の視点と方法——長橋局による記録を中心に——」、第三章「近世期における禁中女官制度と御内儀の行事儀式書について——長橋局を中心に——」、第四章「近世期における禁裏女房の消息について——女房奉書を中心に——」、第五章「女房日記にみる和宮親子内親王降嫁の側面——宰相典侍・庭田嗣子とその記録について——」の五章から成り、いずれも膨大な資料の調査に基づく実証的に研究である。以下、各章の要旨をまとめ、若干のコメントを付す。

第一章は、文明九年から文政九年まで、三百五十年もの長きにわたって禁中女房によって書き継がれた『御湯殿上日記』を考察の対象に据え、その執筆方法・執筆者について、内侍司の典侍・掌侍が輪番で書いた日記とする従前の説に対して、おもに勾当内侍・大御乳人・右京大夫以下の三大夫が、男官の記録類を参考にして、後日まとめて編集したものだとする新説を提出している。かかる結論を導き出す様々な徴証を『御湯殿上日記』の記事から見出し、説得的に論じている。また『御湯殿上日記』が途絶えた後、その代替として勾当内侍によってものされた「長橋局日記」に『御湯殿上日記』と共通する性格を認め、両日記とも紫宸殿や清涼殿で伝統的に営まれてきた表向きの儀式は簡略で、御内儀(禁裏奥向き)で行われる新儀を中心に記していることに注目して、新儀が定着化する時代性を反映して、新儀の先例蓄積のために記されていく側面もあることを論じる。『御湯殿上日記』は女房の記録であるが、蔵人などの男官やさらには天皇までもが執筆に関与しており、平安時代以来の女房日記の伝統を受け継ぐというより、殿上日記・外記日記の系譜に位置づけられることも付言している。

第二章は、大典侍・長橋局・大御乳人の記録を対象に据えて、それぞれ記録者の職掌と深く関わる内容と性格を持つことを論じる。特に長橋局は江戸幕府の「禁裏附役人令條」によって禁裏附(幕臣)とともに口向(勝手向き)を取り仕切り、口向の出納管理・会計事務にあたる執次(廷臣)をはじめとする口向諸役人(廷臣・幕臣)を配下として実務に当たらせていたが、そのため「長橋局日記」は献上品や下賜品のことを細々と記し、出納帳のような性格をもつとする。また「長橋局日記」は執次の記録と相補関係にあり、大典侍の記録や大御乳人の記録とも相補性があることを併せて例証し、「長橋局日記」を禁裏においてものされる諸記録との相関のなかで位置づけている。

第三章は、御内儀(禁裏奥向き)が室町時代以降、天皇・女官の私的空間にとどまらず、行事儀式空間としての性格を強めていくのに加えて、豊臣秀吉による天正の内裏造営や江戸幕府の「禁裏附役人令條」によって表・口向・御内儀という禁裏の三つの区分が確立し、それに伴ってそれぞれを管轄する諸役が制度的に整えられていくことをまず確認し、御内儀を管掌し、さらには大御乳人とともに口向を監督することをその職掌として制度的に保証された長橋局は、禁裏内部において相当な権限を持つことになり、職掌も朝廷運営やさらには幕府との対外交渉にも当たる広範なものであったことを明らかにする。その長橋局を補佐するのが大御乳人であったことにも触れ、当該期「長橋局日記」や大御乳人の記録が多く残されているのも、両人が朝廷運営において重要な役割

主査記載 氏名・印	福長進
--------------	-----

を担っていたことの証しであると結論づける。

第四章は、長橋局や大御乳人が発給に関わる女房奉書について、諸資料を駆使して細緻に論じる。女房奉書には撰関・武家伝奏・議奏・職事などの表向きを通して出されるものと、表向きを介さずに御内儀より直接下されるものがあり、両者は天皇に対する進献のルートに対応して、その逆をたどるかたちでそれぞれ発給され、書式の面でも前者は差出人が記されないのに対して、後者は差出人が書かれるという違いがあるとする。また表向きを介する女房奉書は案分(下書)が残っているが、弁官や伝奏によってまず下書が作成され、その後天皇や長橋局の加筆修正を経て、清書されて発給されることが知られるという。

第五章は、和宮の將軍家茂への降嫁に伴って江戸に下った庭田嗣子の残した記録、そのうち特に「將軍昭徳院凶事記」が書かれた意図や目的について考察をめぐらす。江戸城大奥において四つの家政機関が共存するなか、皇女和宮の体面保持と將軍正妻としての存立基盤の確立という目的のために諸記録は書き残され、江戸における嗣子の任務遂行記録であるとする。凶事記の位置づけはなお議論の余地がある。総じて記録者の執筆動機や執筆意図の考察を行うには、記録読みが甘いし、記録を読むための補助資料が足りない。

如上のように本論文は、多くの資料を駆使して緻密に議論を進めながら、明らかになったことのみを結論とする、きわめて手堅い実証的な研究である。三年間という短期間に未見資料の発掘して、あまたの資料と格闘を繰り返す基礎的な作業をたゆまず実践し、従前の研究を著しく前進させたことを高く評価する。今後、多くの未見資料をさらに発掘し、近世禁裏女房の諸記録の実態をより細緻に描き出すが望まれる。

以上の審査結果に鑑み、本審査委員会は、論文提出者北上真生が博士(学術)の学位を授与されるに足る資格を有するものと判断した。

審査委員

区分	職名	氏名
主査	教授	福長進
副査	教授	林原純生
副査	教授	市澤哲